## 沖縄県後期高齢者医療広域連合医療費通知の発行に関する取扱要綱

令和 4 年 1 月 3 1 日 告示第 4 号

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が作成する高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第八十二条の二に規定する後期高齢者医療に係る医療費の通知(以下「医療費通知」という。)の発行に関して広域連合及び広域連合を構成している市町村(以下「市町村」という。)が行う事務に必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 広域連合は以下の項目を記載した医療費通知を作成し、被保険者に対して定期的に通知を行う。
  - (1) 被保険者の氏名
  - (2) 療養を受けた年月
  - (3) 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
  - (4) 被保険者が支払った医療費の額
  - (5) その他必要な事項
- 2 医療費通知の紛失、破損、その他の理由により、医療費通知の交付が必要な ときは、申請する日の属する年から遡って5年分の医療費通知の交付を申請 することができる。

(交付申請できる者の範囲)

- 第3条 医療費通知の交付を申請することができる者(以下「申請者」という。) は次に揚げる者とする。
  - (1) 被保険者本人(被保険者であった者を含む)
  - (2) 被保険者が成年被後見人である場合における法定代理人
  - (3) 被保険者の遺族等(被保険者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、その他被保険者と生計を一にしていた者及びこれらの者の法定代理人)
  - (4) 任意代理人(被保険者本人が委任した代理人)

2 申請者は、前項の規定に該当する旨を証明する書類(以下「証明書類」という。)を提示もしくは添付しなければならない。

(申請方法)

- 第4条 医療費通知の交付を受けようとする者は、「医療費通知交付申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を沖縄県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)に提出しなければならない。
- 2 申請者は、申請書を広域連合又は市町村に提出することができる。 (医療費通知の作成)
- 第5条 広域連合に申請書の提出があったときは、申請書及び証明書類の内容 を審査し、交付の可否を決定する。
- 2 前項の規定により交付を決定したときは、広域連合は速やかに医療費通知 を作成し、申請者に引き渡さなければならない。
- 3 申請書の内容及び提出書類に不備があるときは申請者に補正を求める事ができる。

(市町村での取り扱い)

- 第6条 市町村は、申請書の提出があったとき、申請書及び証明書類の確認を行い、不備が無い場合は受付を行う。
- 2 前項の規定により市町村が申請書を受付したときは、速やかに申請書の内容を後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「システム」という。) に入力する。申請書は月単位でまとめて広域連合に送付する。
- 3 広域連合は、システムに受付の入力があったときは、前条に規定する審査を する。発行可能な場合は医療費通知のデータを作成し、市町村に送信する。
- 4 市町村は、医療費通知のデータの送信があったときは、速やかに印刷を行い、申請者に引き渡しをする。

(費用の負担)

第7条 医療費通知書の交付は、無料とする。ただし、申請者が郵送による交付を希望するときは、郵送に要する費用は申請者が負担する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 医療費通知交付申請書

年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

			申請者	住所			
				氏名			
			電話番号	電話番号			
	※申請できる	のは被保険	者本人、法:	定代理人、任意		•	,
下記のと	おり一医療	費通知」	の交付を	申請します。	o 		
被保険	被保険者番号				被保険者	明治・大正・問	昭和 年
被保険者氏名					生年月日		
住所					J		
対象年月日			年	 月分から	<u> </u>	<del></del> 年	月分まで
   申請理由		紛失	· 破損		· その他(		)
	·····································	L 理人が申請		 は被保険者カ	` `		·
私は上記申請者を代理人と認め医療費通知の交付に関する権限を委任します。							
		月日		2/11/2/13	-1297 - 12	X = X   - Z	
委任者	住所	-					
				—————————————————————————————————————			
	氏名			電話番号			
※市町村窓口での交付は申請日の <u>翌日以降</u> となります。							
※任意代理人が申請する場合は委任者本人に対してのみ発行される書類(運転免許証、							
個人番号カード等)を提示もしくは提出して下さい。							
※郵送での交付を希望する場合は <u>返信用封筒と切手</u> を添付して下さい。							
※市町村記入欄							
申請者の確認 □被保険者証 □写真入り身分証明書							
□遺族等であることの証明 □代理人であることの証明							
		□その他	(				)
	受付者						
システ	ムへの入力	———— 年		日	-		
   引き:	渡し年月日	年	三月	日			